**平成２２年（フ）第３０５号**
大分市大津町１丁目13番11号
債務者　佐藤　民子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１１１号**
島根県雲南市大東町新庄411番地６
債務者　石川　耕治
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１１６号**
松江市東津田町2168番地677
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１１７号**
松江市東津田町2168番地677
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２６号**
松江市西津田２丁目４番９号、前住所松江市西津田２丁目４番10号
債務者　安齋　信行
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２７号**
松江市西津田２丁目４番９号、前住所松江市西津田２丁目４番10号
債務者　安齋　康行
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２８号**
松江市西津田２丁目４番９号、前住所松江市西津田２丁目４番10号
債務者　安齋　清美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第８７４号**
熊本県菊池郡大津町大字杉水2826番地
債務者　吉永　千秋
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第４２１号**
熊本市南高江６丁目16番５号
債務者　鈴東　美緒
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１２０号**
栃木県佐野市富岡町144番地２　セントラルヒルズ101
債務者　小林　秀行
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第３９３２号**
大阪市城東区鴫野西４丁目18番13―1009号
債務者　辻　寿美子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４３２５号**
大阪市西成区玉出中１丁目９番10号
債務者　今井　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２９号**
熊本県球磨郡あさぎり町免田西422番地１
債務者　上野美津子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第１４２９号**
横浜市港南区港南台２丁目１番10―208号
債務者　倉知　　敬
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４６５号**
横浜市中区万代町３丁目５番地10　シャロン横浜大通り公園906号室
債務者　方　　素蘭
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５１７号**
神奈川県高座郡寒川町宮山3497番地２　レオパレスリバーサイド209
債務者　橋野　博之
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３８号**
静岡県富士市浅間本町１番24号　ロイヤルタウン浅間406号、前住所静岡県富士市平垣本町４番20号
債務者　鴫原　一範
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
静岡地方裁判所富士支部